

I. 目的

これは、2008年3月から2010年4月の期間に日本ユニセフ協会が支援したプロジェクト「児童ポルノの防止・対応における法制度の強化」の最終報告書です。

プロジェクトの背景

フィリピンでは、インターネットや携帯電話、デジタルカメラ、個人用パソコンなどの現代技術が発達し、ポルノ画像や映像の製造、保管、配布、取引がより早く簡単にできるようになった結果、大勢の子どもが児童ポルノの被害者となっています。

2007年4月23日、フィリピン政府は、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を批准しましたが、選択議定書に規定された責務、特に児童ポルノの対策は十分とは言えません。2005年、政府が子どもの権利委員会に提出した第二次報告書に対し、同委員会は、児童ポルノや児童買春の件数の増加を含む子どもの性的搾取の状況に対して深い懸念を示しました。委員会はまた、ポルノでの子どもの使用を含む国内法の見直しと、子ども自身、家族、保護者を対象にした、子どもの人身売買や性的搾取およびポルノ被害を予防するための意識啓発活動の必要性を指摘しました。

2004年、児童ポルノに関する知識の向上のため、ユニセフ・フィリピン事務所は「フィリピンでの児童ポルノ緊急評価」の研究を、フィリピン大学心理トラウマと人権に関する統合開発研究プログラムセンターに委託しました。研究の結果、フィリピンでは一般的に児童ポルノの危険性について理解と認識が足りないことが、また、児童ポルノは人々の意識の外で多く蔓延していることが分かりました。さらに、子どもたちが様々な方法・形態で児童ポルノの被害に遭った、または遭い続けている現状や、児童ポルノは1970年代以来、子ども保護における深刻な問題であることが明らかになりました。



写真： ミンダナオ地域代表の若者がインターネットでの児童ポルノについて意見を発表しています。

2005年から2006年、ユニセフ・フィリピン事務所の支援により、子どもの福祉協議会(CWC)の下部組織である「性的虐待・商業的性的搾取小委員会(SC-SACSEC)」と地方自治体が協力して国内会合を定期的に開催。児童ポルノに対する国家的枠組みの作成と、より適切な児

童ポルノ対策を策定するための基礎となる2つの調査を実施することを決定しました。

2007年、政府は児童ポルノに関する2つの質的（定性的）調査をユニセフ・フィリピン事務所の支援を受けて実施しました。1つめの調査は、「児童ポルノにおける危険性と保護的要因およびポルノ被害に対するアドボカシー戦略」という内容で、子ども、保護者、コミュニティの人びとを対象としたフォーカス・グループ・ディスカッション形式（少人数のグループで参加者が議論した内容を聞き取る方式）で行われました。調査の結果、参加者の教育レベルの違いによって児童ポルノに関する知識が異なるだけでなく、児童ポルノによる悪影響や「子ども」の定義、性的同意年齢に関してもほとんどの参加者が理解していませんでした。

2つめの調査「フィリピンでの児童ポルノ加害者による犯罪手口」では、国内にはすでに児童ポルノ犯罪組織が存在していることや、サイバースペースで新しい手口を使った児童ポルノの製造、送信、配布に対抗する法律がないため、効果的な法執行が妨げられていることが分かりました。

2008年3月、ユニセフ・フィリピン事務所は日本ユニセフ協会の支援を受け、「児童ポルノの防止、対応における法律制度の強化」プロジェクトを立ち上げ、児童ポルノに対する法整備を立法府に働きかけ、包括的な法律の制定を目指して活動することを決定しました。

II. 募金

2008年3月から2010年4月までに、日本ユニセフ協会から拠出された金額の合計は、191,004.21米ドルです。

III. 結果

日本ユニセフ協会からの拠出により、ユニセフ・フィリピン事務所は児童ポルノに対する法「フィリピン共和国憲法9775（いわゆる2009年反児童ポルノ法）」の成立に貢献しました。

成果1：2009年までに児童ポルノの被害から子どもを守るために適切な法律の制定・施行

このプロジェクトで、成果1を達成することができました。

法改正に向けたロビー活動は、ユニセフ・フィリピン事務所・子ども保護担当官の技術的な専門知識をフィリピンの国会議員および国会の委員会事務局に提供することにから始ま

りました。¹

ユニセフ・フィリピン事務所は、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」で規定されている最低限の項目を満たす法案を作成するよう、国際法および社会調査・文献を用いて助言しました。



写真：児童ポルノ反対イベントでの、子どもたちによるパフォーマンス

ユニセフ・フィリピン事務所はまた、立法機関や委員会に対し、子どもの保護を保証する特別な条項を法案に入れ込むようガイダンスを行ってきました。例えば、上院・下院で提出された法案は、児童ポルノの製造、出版、提供、送信、販売、配布、放送および輸出入を処罰化すること、および、出版、販売、配布、放送の目的の有無に

関わらず、児童ポルノの所持と故意のアクセスを処罰化することが明記されました。インターネット接続業者も、提供するサービスが児童ポルノに関する行為に利用されていることを発見した場合は、関係機関に通報することが求められています。

改正法案が提出された時点で、ユニセフ・フィリピン事務所は、子どもの権利条約の調整とモニタリングの主要機関である子どもの福祉協議会と協力して、NGO、市民団体、他の政府組織とネットワークをつくり、2009年の反児童ポルノ法の制定を政府に働きかけました。

日本ユニセフ協会の支援によって、ユニセフ・フィリピン事務所は、NGO団体「アカプ・バタ・フィリピン」と共に、上院・下院で様々な働きかけをするために反児童ポルノ連盟を立ち上げました。連盟は、2008年11月19日を「児童ポルノに反対する意識と団結のナショナル・ディ」²とし、祈りの集会を開きました。その日の午後、ファン・ポンス・エンリレ上院議長が法案を上院の議案に取り上げ、第二読会で審議されました。5日後の2008年11月24日、法案は第三読会と最終読会で審議され、可決しました。²（下記のリンクで映像資料がご覧になれます。）

児童ポルノに関する国民意識の向上と、議会に対する世論の声を高めるため、地方の有力者たちとともに様々な国民会議が開催されました。連盟は、4つの州/都市(セブ州、バギオ州、パナイ島、イザベラ州)と首都で、計5回の計画会議を開き、連盟のキャンペーン計画

¹ フィリピン国会は上院（上院議員18名）と下院(下院議員238名)によって成り立っています。

² <http://www.gmanews.tv/video/31947/-QTV--Groups-stage-interfaith-rally-vs-child-pornography>

の見直しと、国会への働きかけの進捗状況の共有、地域ごとの行動計画の策定などを話し合いました。



写真：フィリピン議会代表者の会議ホールの様子
案が第二読会で審議された際、少なくとも 112 人の議員が法案に賛成し、立法者の支援を得ることができました。

このような国民会議と計画会議の結果、国会での法改正および各州での条例の制定に賛同する団体が増えました。一方、下院への働きかけは困難で、法改正に積極的に取り組んでもらう下院議員と委員会の数を確保しなければなりませんでした。そこで、ユニセフ・フィリピン事務所と連盟は委員会公聴会に参加し、改正法の成立に向けて働きかけを続けました。下院法

第二読会で下院法案が審議中であるにもかかわらず、国会は 6 週間の休会を宣言しようとしたため、ユニセフ・フィリピン事務所は、児童ポルノ問題と子どもを守るために国内法の不備についての国民の意識啓発と、メディアの注目を集めるために、10 日間の反児童ポルノ集会を開催しました。集会では、年末までに反児童ポルノ法の成立に最優先で取り組むよう立法者に訴え、さらに国会の沈黙と対応の遅さに対して「沈黙は容認である」というスローガンを掲げ、2009 年中の反児童ポルノ法の成立を呼びかけました。

2009 年 5 月 27 日から 6 月 5 日、ユニセフ・フィリピン事務所は、子どもの福祉協議会、NGO、宗教団体、市民団体、民間企業（インターネットカフェの店長、電気通信事業者など）、子ども・青少年団体とともに、パレード、学校・地域フォーラム、展示会、映画上映会など様々なイベントを実施しました。その中で、ユニセフ・フィリピン事務所は 2 つのイベント（マイクロソフト・フィリピンと共に開催した「子どもの安全のための 8 マイル・マラソン」イベントと、人身売買と児童ポルノ問題を描いたアニメ映画「Red Leaves」の上映イベント）を開催しました。

2009 年 5 月 31 日、マイクロソフト・フィリピンは、Windows Vista(ウィンドウズビスタ)のシステム立ち上げに伴い、インターネット上の子どもの安全を推進し、10 日間集会に協力しました。新しいシステムの立ち上げは、「8 マイル・マラソン」イベントを記念して実施されました。ユニセフ・フィリピン事務所は、児童ポルノについての認識を高めるためにブースを設置し、資料配布や展示を行い、記念式典では児童ポルノ問題について講演しました。

2009年6月1日、「アカプ・バタ・フィリピン」は、ユニセフ・フィリピン事務所、子どもの福祉協議会、連盟の支援を受け、下院のメインロビーで写真展を開催しました。少なくとも5人の下院議員がオープニング式典に参加し、反児童ポルノ法の早期改正に向け努力すると述べ、また下院議長からもメッセージが送られました。最後に「国会が動けば、児童ポルノの危機に晒されている子どもたちの目に希望の光を灯すことが出来る」という意味をこめて、キャンドルライト・セレモニーを行いました。



写真：フィリピン国会にてキャンドルライト・セレモニーに参加する子どもたち

2009年6月2日、ユニセフ・フィリピン事務所はステアウエイ財団と協力して、アニメ映画「Red Leaves」を上映しました。映画は、子どもの人身売買、児童買春、児童ポルノの関連性と、子どもを性的搾取の危機にさらす原因をテーマにし、子どもが被害に遭ったら通報しようというメッセージを発信しています。また、2009年反児童ポルノ法成立の賛同も訴えました。上映イベントには、上院・下院議員、政府関係者、NGO、宗教団体、市民団体も参加。社会福祉・開発部のアリシア・バラ次官が、この上映会イベントについて感想を述べ、2009年反児童ポルノ法の成立に向けて取り組む考えを明らかにしました。

2009年6月6日、巨大ショッピングセンター（SM スーパーモール）の支店であるSMマニラで、「インターネット上の安全と技術を通じて、児童ポルノの被害から子どもを守ろう」をテーマに、学生によるポスターコンテストが開催されました。ユニセフ・フィリピン事務所スタッフはコンテストに集まった学生や保護者など幅広い聴衆に、児童ポルノの危険性についても伝えました。

一方、残念ながら、下院は第二読会を終えずに6週間の休会を宣言しました。2009年反児童ポルノ法が上院ですぐに可決したにもかかわらず、下院では審議が進まないことにに対して、子どもの権利を守る様々な団体は6月5日に発信したプレスリリースで強い憤りを表明しました。

「沈黙は容認である」を訴えた10日間集会の間、児童ポルノ問題は、テレビのゴールデンタイムで放映され、新聞でも毎日見出しを飾り、ラジオ、ブログなどでも取り上げられました。このキャンペーンの広告換算は700万フィリピン・ペソ（米ドルで\$157,000）に達

しました。



写真：地域フォーラムの街頭キャンペーンで、2009年反児童ポルノ法成立の働きかけをしている様子

国会の休会中、ユニセフ・フィリピン事務所はアドボカシー戦略の見直しと、法改正の鍵となる下院議員にターゲットを絞った活動計画に時間を費やしました。下院議員の選挙区や有権者を対象にした新たなコミュニケーション戦略も検討されました。この戦略を基に、3つの中心都市（ケソン市：法務委員会委員長の選挙区、

セブ市、バダオ市：それぞれ下院議院議長の選挙区）で「有言実行」キャンペーンを行い、改正法成立に向けてさらに取り組むように訴えました。

ユニセフ・フィリピン事務所は、NGO 4団体「アカブ・バタ・フィリピン」、「ECPAT・フィリピン」、「Share a Child Movement (子どものための運動に参加しよう)」、「カバターン共同体」と協力をして街頭キャンペーンを行い、国會議員に対し、自身の選挙区の有権者の前で、児童ポルノの被害から子どもを守るために何をしているか説明責任を果たすよう求めました。聴衆の多くが有権者で占められていたので、キャンペーンは効果がありました。キャンペーン後の2009年7月・8月、下院法案は第二読会と第三読会で可決しました。

ユニセフ・フィリピン事務所は、重要な2つの会議(上院と下院の法案をまとめるための助言と提案を集約する専門家会議と国会での法律の制定に向けた最終法案を決定するための両院合同会議)の開催に、技術面と財政面で支援しました。同時にメディアに対しても積極的な情報発信をしました。

ついに2009年11月10日、グロリア・マカレイグ・マカパガル=アロヨ大統領は共和国憲法9775(いわゆる2009年反児童ポルノ法)に署名し、2010年3月に同法が発効しました。現在のところ、この法律は、東アジア・太平洋地域において、児童ポルノに対する最も包括的な法律です。この法律で特出すべき点は、①被写体となった児童が実在するか否かを問わず、また実際の年齢に関わらず児童のように見えるものについても、児童ポルノ(デジタル処理もしくは自分で作成した子どもの画像を含む)として処罰の対象とすること、②被害児童の治療と回復を支援する体制確立の義務化、③法施行のモニタリング・監視を行う省庁間の児童ポルノ専門委員会の設置です。違法／犯罪行為は以下のとおりです：

1. あらゆる形態の児童ポルノの製造において、児童を雇用、採用、使用、説得、誘惑、強要して従事させること
2. あらゆる形態の児童ポルノの製造、管理、加工、作成
3. 児童ポルノの出版、提供、送信、販売、配布、放送、宣伝、販売促進及び輸出入
4. 販売、配布、出版、放送目的で、あらゆる形態の児童ポルノを所持すること；児童ポルノの対象物を3つ以上所持していた場合は、販売、配布、放送の目的があるものとする
5. 故意に、あるいは意図的に、禁止された行為を行うために場所（たとえば私室、個室、映画館、家、もしくは合法的なビジネスを行うための施設などだが、これらに限らない）を提供すること
6. 映画配給業者、映画館、通信事業者が、彼ら自身、もしくは他の業者と協力し、あらゆる形態の児童ポルノを配布すること
7. 親、保護者もしくは保護・監督権を持っている者が、あらゆる形態の児童ポルノに子どもが従事、参加、補助することを容認すること
8. 子どもの勧誘、強要に従事すること
9. 児童ポルノの仲介に従事すること
10. あらゆる形態の児童ポルノに意図的にアクセスすること
11. 上記に述べられたあらゆる違法行為に共謀すること；2人以上が、上記のあらゆる違法行為を共謀して行うと同意、決定した時点で非合法とする
12. あらゆる形態の児童ポルノの所持

この二つの大きなキャンペーンの間、ユニセフ・フィリピン事務所は、情報/教育/コミュニケーション・ツールのデザインと生産、配布に協力しました。具体的には、Tシャツ2,000枚、ピン30,000個、バナー200枚、携帯電話ストラップ1,000個、IDストラップ1,000個、ポスター5,000枚及びフライヤー10,000枚を製作してキャンペーンの拡大を図りました。

成果2：2009年までに、性的搾取からの子どもの保護と予防を目的とした活動への子ども(特に女子)、保護者、コミュニティの効果的な参加協力

子ども、家族、コミュニティの児童ポルノに関する知識の欠如と、子どもの身を守るために必要なスキル不足は、子どもを性的搾取の被害にさらす重大な要因です。

日本ユニセフ協会の支援を受け、ユニセフ・フィリピン事務所は、3つの中心都市(ケソン、セブ、ダバオ)において、子どもの権利、子どもの保護、児童ポルノに関する講習会をコミュニティや学校で実施し、成果2の達成に大きく貢献しました。

ユニセフ・フィリピン事務所は、「ECPAT・フィリピン」や「商業的性的搾取から子どもを守る青年団(YP-ACSEC)」と協力して、ケソン市の5つの学校で少なくとも生徒250人と教員110人に対し、児童ポルノについての講演会を実施しました。講演会で参加者は、児童ポルノに関するインターネット技術の危険についての理解を深めました。また、子どもに対するインターネット上の性行為や現実の性的虐待に、犯罪者がどのように子どもを誘い出すのかという手口を知ることによって、児童ポルノの危険から自分や周りの子どもの身を守ることができることに気づきました。参加者は、インターネット上で見知らぬ人と対話するときには個人情報を教えないなどの注意をすることも学びました。

ケソン市の少なくとも4カ所のバランガイ³で、ユニセフ・フィリピン事務所と「ECPAT・フィリピン」は、インターネットカフェの経営者、バランガイの役人、保護者、市民団体、宗教団体、子ども・青少年団体の代表など計305人に対し、コミュニティ内で児童ポルノに反対する意識啓発のための講演会を実施しました。そこで、子どもとおとの間に情報格差があることが分かり、母親たちからは、有害サイトを監視し、オンライン上に潜む犯罪者から子どもを守るために、コンピュータやインターネットについて学びたいとの声がありました。

ユニセフ・フィリピン事務所の支援で、「Share A Child Movement」は、セブ市の10カ所のバランガイ、マンダウェ市、ラプラプ市で、子どもの権利条約と子どもの保護についてオリエンテーションを実施し、少なくとも200人の親と、336人のバランガイの役人を集めました。オリエンテーションでは、児童ポルノがもたらす子どもへの影響についての説明や反児童ポルノ法改正の成立のための賛同のお願い、そしてバランガイのインターネットカフェの営業を規制する条例についても取り上げました。



写真：セブ市の公立学校で、インターネットの安全な使用方法について生徒から生徒に向けて伝えて学ぶアドボカシーキャンペーン

「Share a Child Movement」はまた、1,245人の子どもたちに対して、ピア・ツー・ピア（同年代の子ども同士で教えあう）アドボカシーキャンペーンを学校で実施しました。このキャンペーンはSUPAKAによって企画され、子どもや若者のグループが児童ポルノ問題とインターネットの安全な利用について、教室で同級生に話すというものです。同時に、

³ バランガイ：フィリピン語で村、地区または区を現します。

教員と学校職員の 155 人にも、インターネット上の児童ポルノに関する通報に適切に対応できるよう指導する取り組みも行われました。

近年、コミュニティにインターネットカフェが増えているダバオ市の15ヵ所のバランガイでは、ユニセフ・フィリピン事務所と「カバターン共同体」が、バランガイの役人、コミュニティリーダー、NGOや宗教団体の職員など少なくとも1,072人を対象に、啓発セミナーを実施しました。これらのセミナーでは、参加者にフィリピン国内における児童ポルノの状況について情報を提供するとともに、国会での反児童ポルノ法の成立のための賛同を訴えました。

「カバターン共同体」はさらに、虐待や搾取の危険にさらされている子どもたち175人（うち売春婦の子ども19人、ルマド（先住民）とモロ（イスラム教徒）の子ども76人を含む）に対し、子どもが持つ権利やインターネットにおける児童ポルノの危険性について学ぶ機会を提供しました。

今後数カ月間は、ユニセフ・フィリピン事務所は「ひまわり子どもセンター」と協力し、センターの職員やソーシャルワーカーが、児童ポルノを含む商業的搾取の被害にあつた子どもや、被害にさらされている子どもたちに対処できるようにするために、彼らのケスマネジメント、回復支援、社会復帰に関する能力強化に取り組む予定です。

2009年3月10日、ユニセフ・フィリピン事務所の支援で「ECPAT・フィリピン」は、第3回地方自治体会議をマニラで開催しました。IT業界から53人、また情報通信技術委員会、国家通信委員会、国家サイバー・セキュリティ・オフィスを含めた政府のICT（情報通信技術）機関も参加しました。この会議では、IT業界に対して子どもの保護にさらに慎重に取り組むよう求めました。フィリピン・ワーキング・グループは、5月17日の「世界情報社会・電気通信日」に合わせて「サイバースペースでの子どもの保護」をテーマに取り上げました。

プロジェクトの課題

プロジェクトの一番の課題は、下院で反児童ポルノ法の成立が最優先の議案ではなかったことです。2010年5月の国政選挙が近づいていたため、ほとんどの議員は選挙活動に力を入れていました。

この根底的な問題を解決するため、ユニセフ・フィリピン事務所は、来たる選挙の状況を見ながら、働きかけをするターゲットを絞って、アドボカシーキャンペーンを実施しまし

た。最も良い例は、法改正の鍵となる議員に自身の選挙区で有権者に対する説明責任を課したことによって、反児童ポルノ法の成立に取り組むよう後押しできることです。

重要なパートナーシップと省庁間協力

このプロジェクトの実施には政府とNGOの協力が不可欠でした。国家レベルでは、子どもの福祉協議会(CWC)の下部組織である「性的虐待・商業的性的搾取小委員会(SC-SACSEC)」がキャンペーン計画に協力・支援しています。

さらに、連盟事務局である「アカプ・バタ・フィリピン」をはじめ、反児童ポルノ連盟で協力関係を築き上げたNGO団体にユニセフ・フィリピン事務所は全幅の信頼を寄せており、今後ともに活動していきます。「ECPAT・フィリピン」、「Share a Child Movement」、「カバターン共同体」は、首都やセブ市、ダバオ市のコミュニティで直接啓発活動を行うことができる強力かつ効果的なパートナーです。このプロジェクトのおかげで、虐待、搾取、暴力からの子どもの保護活動の分野で他団体と協力する機会を得、さらに児童ポルノ被害の予防と対処に焦点を絞って介入することができました。

IV. 今後の計画

2010年後半の主な活動として、省庁間の児童ポルノ専門委員会と協力して共和国憲法9775の法執行における規則・規定の起案作成に取り組みます。現在ユニセフ・フィリピン事務所は技術面での支援を提供しています。

フィリピンの「子どものための2010年-2011年第6次国家支援プログラム」の期間延長にともない、ユニセフ・フィリピン事務所は、子ども、家族、コミュニティが政府関係機関に通報できるようにするための新たな法整備についての啓発活動の必要性を認識しています。さらに、法執行のためには、警察や検察官、裁判官、医療従事者、ソーシャルワーカーといった、法律遵守の義務を負う人々の能力向上が、子どもを守るための法律を効果的に運用していくためにも重要だとユニセフ・フィリピン事務所は考えています。

V. 募金使途

日本ユニセフ協会の拠出金 191,004.21 米ドルのうち、支出合計は 191,004.2 米ドルです。
(拠出のほぼ全額を使用しました。)